

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月13日

【四半期会計期間】 第58期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 株式会社トーカイ

【英訳名】 TOKAI Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野木 孝二

【本店の所在の場所】 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

【電話番号】 (058)263-5111

【事務連絡者氏名】 執行役員経理本部長 堀江 範人

【最寄りの連絡場所】 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

【電話番号】 (058)263-5111

【事務連絡者氏名】 執行役員経理本部長 堀江 範人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第57期 第3四半期 連結累計期間		第58期 第3四半期 連結累計期間		第57期	
		自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年4月1日 平成24年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売上高	(百万円)		62,170		65,215		83,495
経常利益	(百万円)		5,459		4,996		7,472
四半期(当期)純利益	(百万円)		2,153		2,721		3,462
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		2,253		2,913		3,765
純資産額	(百万円)		34,672		38,607		36,192
総資産額	(百万円)		59,582		61,768		61,725
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)		120.75		152.57		194.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		120.63		152.28		193.96
自己資本比率	(%)		57.8		62.1		58.3

回次		第57期 第3四半期 連結会計期間		第58期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年10月1日 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)		58.24		61.26

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災からの復興需要により緩やかな回復基調にあったものの、長期化する欧州の債務危機問題、新興国の景気減速感に加え、消費税増税等、新たに発生した懸念事項により、先行き不透明な状況が続きました。

また、当社グループの主要事業が属するヘルスケア業界におきましては、平成24年4月に診療報酬・介護報酬の同時改定が実施され、経営環境に変化が生じております。

このような状況の中、当社グループは、新規出店、営業体制の強化、さらには、新規事業への参入により、事業規模の拡大に努めてまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は、「健康生活サービス」「調剤サービス」「環境サービス」の主要セグメント全てにおいて前年同四半期比増収を達成することができました。

「健康生活サービス」では、医療機関からのアウトソーシングを請け負う病院関連事業が、主力であるレンタル商品の拡販、大型新規案件の本格稼働により増収となり、介護用品レンタルを行うシルバー事業においても、当社グループ内の同事業統合及び新規出店による営業体制の強化により増収となったことから、同セグメントは増収を達成することができました。また、「調剤サービス」は、9店舗の新設で104店舗の事業展開となり、処方箋受付回数の増加、処方箋単価の上昇によって増収を達成することができました。さらに「環境サービス」は、リースキン事業が増収となったことから、同セグメントも増収を達成することができました。

利益面につきましては、売上増加に伴うレンタル資材購入費等の増加、四国地方における病院リネン新工場稼働に伴う費用の発生、薬学6年制移行後初の新規採用に注力したことによる労務費の増加、さらに、薬価改定の影響も見込まれることから、営業利益・経常利益が前年同四半期比減益となりました。一方、四半期純利益につきましては、税金費用の減少により前年同四半期比増益となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の連結経営成績は、売上高652億15百万円（前年同四半期比30億44百万円増、4.9%増）、営業利益47億87百万円（前年同四半期比4億47百万円減、8.5%減）、経常利益49億96百万円（前年同四半期比4億62百万円減、8.5%減）、四半期純利益27億21百万円（前年同四半期比5億68百万円増、26.4%増）となりました。

〔セグメント別状況〕

健康生活サービス

病院関連事業における大型新規案件の本格稼働による増収に加え、シルバー事業におけるレンタル売上の堅調な伸びにより、「健康生活サービス」は前年同四半期比増収となりました。利益面につきましては、売上増加に伴うレンタル資材購入費等の増加、四国地方における病院リネン新工場稼働に伴う費用の発生により、前年同四半期比減益となりました。

売上高	335億 9百万円	(前年同四半期比 7.1%増、	22億33百万円増)
営業利益	29億30百万円	(前年同四半期比 4.1%減、	1億24百万円減)

調剤サービス

当第3四半期9店舗、前期3店舗の新規出店による処方箋受付回数の増加及び処方箋単価の上昇により、前年同四半期比増収となりました。利益面につきましては、薬学6年制移行後初の新規採用に注力したことによる労務費の増加に加え、薬価改定の影響も見込まれることから、前年同四半期比減益となりました。

売上高	241億13百万円	(前年同四半期比 2.6%増、	6億円増)
営業利益	23億74百万円	(前年同四半期比16.9%減、	4億84百万円減)

環境サービス

リースキン事業において、東日本大震災後の需要回復、積極的な新商品の投入により、前年同四半期比増収となりました。利益面につきましては、売上増加に伴う仕入等原価の増加はあるものの、固定費の圧縮効果、また、前年には東日本大震災で被災したリースキンフランチャイジーへの支援費用があったことから、前年同四半期比増益となりました。

売上高	74億66百万円	(前年同四半期比 3.2%増、	2億34百万円増)
営業利益	4億74百万円	(前年同四半期比37.7%増、	1億29百万円増)

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は617億68百万円であり、前連結会計年度末に比べて42百万円増加しております。これは、主に現金及び預金が34億96百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が6億62百万円、有形固定資産が19億72百万円並びに投資有価証券が9億51百万円増加したことが大きな要因となっております。

また、負債合計は231億60百万円であり、前連結会計年度末に比べて23億72百万円減少しております。これは、支払手形及び買掛金が9億67百万円増加したものの、未払法人税等が23億93百万円及び借入金金が7億68百万円減少したことなどによるものであります。

少数株主持分を含む純資産合計は、配当金の支払が5億35百万円あったものの、その他有価証券評価差額金が1億83百万円増加し、また四半期純利益27億21百万円を計上したことなどにより、前連結会計年度末から24億14百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末は386億7百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様からの自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様から当社の株主となっていただき、また、その様々なご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買付けようとする試みが増加しつつあり、このような買付けの中には、当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会および従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様から十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からの様々な意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）といたします。

基本方針に関する取組み

(a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みにより当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、これらの取組みを実施しております。

・事業特性および事業の根幹に対する認識

当社は、昭和30年の創業時から快適な職場環境や住空間の創造、人々の健康の増進や福祉の向上に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し半世紀に亘って様々な事業を展開してまいりました。特に現在では、医療機関や老人福祉施設等比較的体力が弱った方々がよく集まる場所で、各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてのその専門的な知識と経験を活かし、お客様に安心と安全をお届けしております。また、サービス業の基本は「お客様第一」に徹することと認識し、サービスの過程での当社の従業員の接遇マナーの良さに対しましても高い評価をいただいております。このように、当社では事業の現場を最優先に考え、そこからお客様のニーズを的確に捉えて、それを提供することで当社のプレゼンスを向上させ、ひいては当社グループの持続的な企業価値の向上に努めており、今後も継続する所存であります。

・顧客との連携及び協力体制

当社グループでは数多くの医療機関や福祉施設から様々な業務を受託しており、そのような機関や施設と一体となってその運営に携わっております。福祉用具の貸与事業におきましても、提携店に福祉用具を提供するとともに、ケアマネジャー様のご信頼の下にエンドユーザー様に福祉用具を貸与しております。そして、調剤薬局では、病院様との緊密な連携を背景にして大勢の患者様にお薬を提供させていただいております。さらに、環境サービスを構成するリースキン事業でも、全国に多くの代理店を有するフランチャイズ網を築いており、このような医療機関、福祉施設や代理店との信頼関係は長い時間をかけて醸成してきたものであり、これらは、医療機関業務の受諾やレンタル事業の根幹をなすものと考えております。

・事業環境に対する取組み

高齢者人口の増加を背景に医療に対する支出が増加し続けており、国家財政にとっても大きな問題となっておりますが、厚生労働省は医療や福祉にかかるコストを削減するために、法律や制度の改正を立て続けに行っており、当社グループを取り巻く環境は厳しいといわざるを得ません。そこで、当社グループでは、医療機関や福祉施設から様々な事業を受諾することにより、このような収益環境の土台をなす法制度改正の荒波を乗り越えております。つまり、一つ一つの事業を独立させるのではなく、有機的に結合させ複数のサービスを提供できることにより、当社グループの強さを際立たせ、ひいては企業価値の向上および株主共同の利益の向上を図っております。

・様々なステークホルダーとの緊密な関係

当社では、株主の皆様、顧客、取引先や従業員等様々な関係者からの、当社グループの事業特性へのご理解と事業そのものに対してのご協力に支えられて、これまで企業価値を高めてまいるとともに、株主の皆様の共同利益の確保・向上に努めてまいりました。この長年に亘って築いてきた協力体制を維持・発展させることをベースに当社グループの事業の運営を進めることが、きわめて重要なことであると認識しております。したがって、引き続き、この協力体制を踏まえた上で、当社グループの運営を行うことが、当社グループの企業価値を最大化し、かつ株主共同の利益に資すると確信いたしております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成18年8月7日に開催された当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるための対応策として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、「当社株式の大量買付提案に対する対応方針」(以下「本方針」といいます。)を導入することを決議し、平成19年6月28日開催の第52回定時株主総会において、本方針を継続して導入する旨のご承認をいただきました。その後、経済産業省設置の企業価値研究会が、平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえ、本方針の一部を改正し、平成22年6月29日開催の第55回定時株主総会において、本方針を継続して導入する旨のご承認をいただきました。

当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(a) (a)の取組みについて

(a)の取組みは、いずれも、究極的には、当社株主共同の利益および当社企業価値を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様の様々な意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

(b) (b)の取組みについて

本方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

- ・議決権割合が20%以上となるような大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供、大規模買付行為の是非を判断する時間の確保、および代替案の提示を受ける機会を求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものです。
- ・対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。
- ・独立性の高い当社社外監査役および外部の有識者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたって、独立委員会の勧告等を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備えております。
- ・本取組みは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しております。また、デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設のうち、当第3四半期連結累計期間において完了したものは以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資額 (百万円)	資金調達 方法	完了年月	備考
(株)トーカイ (四国)	香川県高松市	健康生活 サービス	洗濯工場等	2,481	自己資金	平成24年7月	建物、機械等 の新設

(注) 1 連結子会社である(株)トーカイ(所在地:香川県高松市)は、商号が親会社と同一のため(株)トーカイ(四国)と記載しております。

2 上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,000,000
計	57,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,020,673	18,020,673	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	18,020,673	18,020,673		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		18,020,673		8,108		3,168

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 181,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,825,100	178,251	
単元未満株式	普通株式 14,173		
発行済株式総数	18,020,673		
総株主の議決権		178,251	

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目 16番地	181,400		181,400	1.00
計		181,400		181,400	1.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,760	11,263
受取手形及び売掛金	11,924 ₁	12,586 ₁
有価証券	1,200	600
たな卸資産	2,834	3,454
繰延税金資産	1,101	624
その他	402	1,057
貸倒引当金	50	64
流動資産合計	32,172	29,522
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,459	10,454
機械装置及び運搬具（純額）	1,731	2,349
土地	8,704	8,704
その他（純額）	2,910	3,270
有形固定資産合計	22,806	24,779
無形固定資産		
のれん	237	161
その他	800	771
無形固定資産合計	1,037	933
投資その他の資産		
投資有価証券	2,685	3,636
繰延税金資産	890	762
その他	2,199	2,210
貸倒引当金	66	76
投資その他の資産合計	5,708	6,533
固定資産合計	29,552	32,246
資産合計	61,725	61,768
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,435	10,402
短期借入金	3,059	2,622
1年内償還予定の社債	100	100
未払法人税等	2,492	98
賞与引当金	1,305	649
役員賞与引当金	76	61
その他	3,969	4,110
流動負債合計	20,438	18,044
固定負債		
社債	350	300
長期借入金	1,310	980
繰延税金負債	33	31
退職給付引当金	1,390	1,356
役員退職慰労引当金	277	282
その他	1,731	2,166
固定負債合計	5,094	5,115
負債合計	25,532	23,160

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,108	8,108
資本剰余金	4,662	4,669
利益剰余金	23,273	25,460
自己株式	207	187
株主資本合計	35,837	38,050
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	135	319
繰延ヘッジ損益	9	7
その他の包括利益累計額合計	126	311
新株予約権	30	39
少数株主持分	198	205
純資産合計	36,192	38,607
負債純資産合計	61,725	61,768

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	62,170	65,215
売上原価	45,818	49,145
売上総利益	16,352	16,070
販売費及び一般管理費	11,117	11,282
営業利益	5,235	4,787
営業外収益		
受取利息	19	20
受取配当金	53	55
保険解約返戻金	85	-
その他	185	234
営業外収益合計	343	309
営業外費用		
支払利息	89	63
その他	29	36
営業外費用合計	119	100
経常利益	5,459	4,996
特別利益		
固定資産売却益	0	1
投資有価証券償還益	7	-
その他	0	11
特別利益合計	9	12
特別損失		
固定資産除却損	15	111
投資有価証券評価損	198	163
その他	9	8
特別損失合計	223	283
税金等調整前四半期純利益	5,245	4,725
法人税、住民税及び事業税	1,864	1,478
法人税等調整額	1,216	518
法人税等合計	3,081	1,997
少数株主損益調整前四半期純利益	2,164	2,728
少数株主利益	11	6
四半期純利益	2,153	2,721

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,164	2,728
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	87	183
繰延ヘッジ損益	1	2
その他の包括利益合計	89	185
四半期包括利益	2,253	2,913
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,242	2,906
少数株主に係る四半期包括利益	11	6

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	30百万円	48百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	1,896百万円	2,080百万円
のれんの償却額	159百万円	81百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	356	20.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	267	15.00	平成23年9月30日	平成23年12月8日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	267	15.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	267	15.00	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	健康生活 サービス	調剤 サービス	環境 サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	31,275	23,513	7,232	62,021	149	62,170		62,170
セグメント間の内部 売上高又は振替高	25	0	352	378	2	381	381	
計	31,300	23,513	7,585	62,399	152	62,552	381	62,170
セグメント利益	3,054	2,859	344	6,258	12	6,271	1,035	5,235

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報提供事業を含んでおります。
2 セグメント利益の調整額 1,035百万円には、セグメント間取引消去38百万円、のれんの償却額3百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,077百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	健康生活 サービス	調剤 サービス	環境 サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	33,509	24,113	7,466	65,089	125	65,215		65,215
セグメント間の内部 売上高又は振替高	25	0	298	324	2	327	327	
計	33,534	24,113	7,765	65,414	128	65,542	327	65,215
セグメント利益	2,930	2,374	474	5,780	4	5,784	996	4,787

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報提供事業を含んでおります。
2 セグメント利益の調整額 996百万円には、セグメント間取引消去14百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,010百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	120円75銭	152円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,153	2,721
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,153	2,721
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,830	17,835
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	120円63銭	152円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	18	33
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第2回新株予約権	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額..... 267百万円

(ロ) 1株当たりの金額..... 15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成24年12月7日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

株式会社トーカイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 嶋 聡 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーカイの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トーカイ及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。